

し、責任を以てその迅速なる実現を期すべきである。

衆議院における私学振興に関する決議、参考のため内閣

〔昭和二十一年十月〕  
へ送付

本日本院において別紙の通り決議した因つて参考のためにここに送付する

昭和二十一年十月三日

衆議院書記官長 大池 真四

(注記2) (

內閣書記官長林讓治殿

(注記  
3)

## 私学振興に関する決議

わが国の私学は、高邁なる理想と、その実現に対する教育的熱情に燃えたる幾多先覚によつて創立発展したるものであつて、

材を輩出せること遙かに官学を凌ぐものがある。民主日本再建の途が、個性を尊重して、その自覚と向上とを促し、確乎たる信念の下に、文化の興隆と産業の啓培を期するにあるを思へば、私学振興の要是現下において特に緊切ならざるを得ない。

いでは、戦災と終戦後の経営難に喘ぐ私学に対し、殆んど具体的の施策の見るべきものがないことは、甚だ遺憾とするところであります。よつて政府は左記要項により私学復興の根本方策を樹立

### 注記 1

〔供覽〕 内閣總理大臣  
長(周東印) 内閣事務官(佐藤印)

〔了〕  
内閣書記官長印  
内閣副書記官

「四三」（簿冊内件名番号）

(注記2)  
〔四三〕(簿冊内件名番  
(注記3)  
〔朱書  
〔衆甲  
一一一

〔『留紀』十一年 公文雜纂 卷十八〕

### 三、戦災私学の有する特殊預金の解除 四、私学への寄附金に対する租税の减免

一、公私立学校生徒学費負担額の不均衡是正

## 二、戦災私学復興費の助成

#### 四、私学への寄附金に対する租税の減免

## 五、私立学校教職員待遇改善費の補助